

令和4年 労働組合基礎調査票 記入要領

この調査票は、対象となる労働組合の種類によって記入していただく項目が異なります。

このため、下表「労働組合の種類一覧表」により、貴労働組合が該当する労働組合の種類をご確認のうえ、2頁以降の「調査票各項目の記入の仕方」にしたがって、もれのないよう記入してください。

また、「連合扱組合」（種類3）「本部組合」（種類4）「連合体及び協議体組織」（種類5・6）に該当する労働組合につきましては、調査票と併せて構成組合票の記入をお願いいたします。

なお、調査票の記入に当たっては、次の点に注意してください。

- ◎及び※印欄は記入しないでください。
- 必ず黒又は青のボールペンで記入してください。
- 数字はすべて1、2、3……のように算用数字を用いてください。
- あらかじめ記載されている事項を修正する際は、修正部分に二重線を引き、空いている箇所にボールペンで修正内容を記入してください。
- 回答欄が選択になっているものは、該当する番号を○で囲んでください。
- 令和4年6月30日現在**の状況について記入してください。
- 調査票は4枚複写方式となっておりますので、記入が終わりましたら4枚目（控C）を切り離して控えとし、1～3枚目を提出してください。

インターネットでの回答（オンライン回答）もできます。

詳しくは、同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

ただし、構成組合が300組合を超える場合は、オンライン回答はできません。

労働組合の種類一覧表

区 分		労働組合の形式	参照頁
単位組織組合 (種類1)		規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織を持たない組合をいいます。	2
単 一 組 織 組 合	単位扱組合 (種類2)	規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部、分会等）を有する組合をいいます。 なお、このうち最下部の組織を「単位扱組合」、最上部の組織を「本部組合」、本部組合と単位扱組合の中間に当たる組織を「連合扱組合」といいます。	2～3
	連合扱組合 (種類3)		
	本部組合 (種類4)		
連合体及び 協議体組織 (種類5・6)		単位組織組合、単一組織組合等を構成員とし、規約上構成員が当該組織に団体加盟する形式をとっている組合をいいます。 なお、このうち、その機関の決定が加盟組合を拘束し得るようなものを「連合体組織」、加盟組合の連絡、相互援助等を目的とするにとどまるものを「協議体組織」といいます。	3

<調査票各項目の記入の仕方>

労働組合の種類 調査項目	単 位 組 織 組 合 (種類1)		
労働組合の正式名称及び代表者の氏名	貴労働組合の正式名称を記入してください。		
労働組合事務所の所在地	貴労働組合の事務所の所在地を記入してください。		
組 合 員 数	貴労働組合の組合員数について、 男女別に記入 してください。 該当組合員がいない欄には必ず「0」を記入し、空欄にはしないでください。 ※解散、転出の場合は空欄にしてください。		
パートタイム労働者の組合員数	パートタイム労働者の組合員数について、貴労働組合の 組合員数の内数 として、男女別に記入してください。 (注) パートタイム労働者とは正社員・正職員以外で、次のいずれかに該当する者をいいます。 1 貴労働組合の組合員の所属する事業所において、1日の所定労働時間が、その事業所の一般労働者より短い労働者 2 1週の所定労働日数が一般労働者よりも少ない労働者 3 事業所において、パートタイマー、パート等と呼ばれている労働者		
非独立組合員数	(記入不要)		
直上組合の名称及び所在地			
組合本部の名称及び所在地			
事業所の主要生産品名又は主要事業	1 貴労働組合の組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容について、具体的に記入してください。 2 貴労働組合が複数の事業所の労働者で組織されている場合、それぞれの事業所の主要生産品又は事業の内容が同一であればその主なものを記入し、それらが異なるときは「分類不能」と記入してください。 3 失業者団体の場合、事業所の解散又は貴労働組合の組合員の解雇直前のものを記入してください。 4 国家公務員又は地方公務員が組織する職員団体の場合、貴労働組合の組合員の大部分が従事する職務の内容(例：国家行政事務、地方行政事務、職員研修所、保健所等)を具体的に記入してください。		
企 業 の 名 称	1 貴労働組合が所属する企業の名称を記入してください。 2 貴労働組合が複数の企業の労働者で組織されている場合、主な企業の名称を1つ記入し、「〇〇ほか△△企業(例：厚労会社ほか2企業)」と記入してください。 3 貴労働組合が1人1企業(例：大工、左官など)の労働者で組織されている場合、上記2に準じて「〇〇ほか△△人(例：厚労太郎ほか3人)」と記入してください。 (注) 企業とは、同一法人又は同一経営主体による本社、支店、工場、出張所などを含めた一つの経営単位をいい、事業所とは異なります。		
企 業 の 全 常 用 労 働 者 数	1 貴労働組合の組合員が所属する 企業全体の常用労働者数 にしたがって、該当する規模番号を○で囲んでください。 (事業所の常用労働者数ではありません。) 2 貴労働組合が複数の企業の労働者又は1人1企業の労働者で組織されている場合、「8(その他)」を○で囲んでください。 3 貴労働組合が公務員(国営企業、地方公営企業、行政執行法人の職員を含む。)で組織されている場合、「9(国公営)」を○で囲んでください。 (注) 常用労働者とは、期間を定めずに雇用されている労働者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者をいいます。		
加盟上部組合の系統	4頁の「加盟上部組合の記入について」を参照の上、記入してください。		
法 人 番 号	貴労働組合が法人番号を取得している場合は記入してください。法人番号は国税庁から指定された13桁の番号です。商業登記法に基づく会社法人番号ではありません。 (注) 貴労働組合の組合員が所属する 事業所の法人番号 ではありません。		

労働組合の種類 調査項目	単 一 組 織 組 合 (種類2～4)		
	単位扱組合 (種類2)	連合扱組合 (種類3)	本部組合 (種類4)
労働組合の正式名称及び代表者の氏名	貴労働組合の正式名称を記入してください。		
労働組合事務所の所在地	貴労働組合の事務所の所在地を記入してください。		
組 合 員 数	貴労働組合の組合員数について、 男女別に記入 してください。 該当組合員がいない欄には必ず「0」を記入し、空欄にはしないでください。 ※解散、転出の場合は空欄にしてください。		
パートタイム労働者の組合員数	パートタイム労働者の組合員数について、貴労働組合の 組合員数の内数 として、男女別に記入してください。 (注) パートタイム労働者とは、正社員・正職員以外で、次のいずれかに該当する者をいいます。 1 貴労働組合の組合員の所属する事業所において、1日の所定労働時間が、その事業所の一般労働者より短い労働者 2 1週の所定労働日数が一般労働者よりも少ない労働者 3 事業所において、パートタイマー、パート等と呼ばれている労働者	(記入不要)	
非独立組合員数	(記入不要)	非独立組合員の組合員数について、貴労働組合の 組合員数の内数 として、男女別に記入してください。 (注) 非独立組合員とは、単一組織組合のなかで、独自の活動を行う下部組織(支部、分会等)に属さない組合員をいいます。(例えば、専従役員、他社への出向者、海外に勤務している者で支部、分会等に属さない組合員等)	

労働組合の種類 調査項目	単一組織組合（種類2～4）（続き）		
	単位扱組合（種類2）	連合扱組合（種類3）	本部組合（種類4）
直上組合の 名称及び所在地	正式名称及び所在地（都道府県名から）を記入してください。 （ただし、直上組合が同一都道府県内に所在する場合は、略称のみの記入で可。） なお、 前年と変更のない場合、記入を省略してさしつかえありません。 （注）直上組合とは、貴労働組合の直近上部の組合をいいます。		（記入不要）
組合本部の 名称及び所在地	正式名称及び所在地を都道府県名から記入してください。 （ただし、直上組合が同一都道府県内に所在する場合は略称のみの記入で可。）		（記入不要）
事業所の主要生産 品名又は主要事業	1 貴労働組合の組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容について、具体的に記入してください。 2 貴労働組合が複数の事業所の労働者で組織されている場合、それぞれの事業所の主要生産品又は事業の内容が同一であればその主なものを記入し、それらが異なるときは「分類不能」と記入してください。 3 失業者団体の場合、事業所の解散又は貴労働組合の組合員の解雇直前のものを記入してください。 4 国家公務員又は地方公務員が組織する職員団体の場合、貴労働組合の組合員の大部分が従事する職務の内容（例：国家行政事務、地方行政事務、職員研修所、保健所等）を具体的に記入してください。		
企業名	1 貴労働組合が所属する企業の名称を記入してください。 2 貴労働組合が複数の企業の労働者で組織されている場合、主な企業の名称を1つ記入し、「〇〇ほか△△企業（例：厚労会社ほか2企業）」と記入してください。 3 貴労働組合が1人1企業（例：大工、左官など）の労働者で組織されている場合、前記2に準じて「〇〇ほか△△人（例：厚労太郎ほか3人）」と記入してください。 （注） 企業とは、同一法人又は同一経営主体による本社、支店、工場、出張所などを含めた一つの経営単位をいい、事業所とは異なります。		（記入不要）
企業の全常 用労働者数	1 貴労働組合の組合員が所属する 企業全体 の常用労働者数にしたがって、該当する規模番号を○で囲んでください。 （事業所の常用労働者数ではありません。） 2 貴労働組合が複数の企業の労働者又は1人1企業の労働者で組織されている場合、「8（その他）」を○で囲んでください。 3 貴労働組合が公務員（国営企業、地方公営企業、行政執行法人の職員を含む。）で組織されている場合、「9（国公営）」を○で囲んでください。 （注）常用労働者とは、期間を定めずに雇用されている労働者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者をいいます。		
加盟上部組合 の系統	4頁の「加盟上部組合の記入について」を参照の上、記入してください。		
法人番号	貴労働組合が法人番号を取得している場合は記入してください。法人番号は国税庁から指定された13桁の番号です。 商業登記法に基づく会社法人番号ではありません。 （注1）貴労働組合の組合員が所属する 事業所の法人番号ではありません。 （注2）単位扱組合（種類2）と連合扱組合（種類3）については、本部組合が法人番号を取得していても貴労働組合が法人番号を取得していない場合は空欄にしてください。		

労働組合の種類 調査項目	連合体及び協議体組織（種類5・6）	
	労働組合の正式名称 及び代表者の氏名	貴労働組合の正式名称を記入してください。
労働組合事務所の 所在地	貴労働組合の事務所の所在地を記入してください。	
組合員数	貴労働組合の組合員数について、 男女別に記入してください。 該当組合員がない欄には必ず「0」を記入し、空欄にはしないでください。 ※解散、転出の場合は空欄にしてください。	
パートタイム労働者の 組合員数	（記入不要）	
非独立組合員数		
直上組合の 名称及び所在地		
組合本部の 名称及び所在地		
事業所の主要生産 品名又は主要事業		
企業名		
企業の全常 用労働者数		
加盟上部組合 の系統	4頁の「加盟上部組合の記入について」を参照の上、記入してください。	
法人番号	貴労働組合が法人番号を取得している場合は記入してください。法人番号は国税庁から指定された13桁の番号です。 商業登記法に基づく会社法人番号ではありません。 （注）貴労働組合の構成組合が所属する 事業所の法人番号ではありません。	

＜加盟上部組合の記入について＞

1 貴労働組合が正式加盟（オブ加盟、準加盟は含みません）している上部組合の名称を

- (1) 地区・都道府県組織（注1）
- (2) 地方組織（地区・都道府県組織よりやや広範囲にわたって組合又は組合員が分布しているもの）
- (3) 全国組織
- (4) 中央組織・上部団体（注2）

に区分して、該当欄にもれなく（重複加盟等の場合は全て）記入してください。

なお、貴労働組合が**全く上部組合（地区・都道府県組織も含む）に加盟していない場合は、無加盟を○で囲**んでください。

（注1）地区・都道府県組織への加盟状況につきましては、記入の便宜をはかるため、

〔都道府県単位〕

- 1 地方連合（連合の地方団体）
- 2 地方全労連（全労連の地方団体）
- 3 地方全労協（全労協の地方団体）

〔地区単位〕

- 6 連合地域組織（連合の地区団体）
- 7 地区労（旧総評センター系の地区団体）
- 8 地区同盟（友愛会議系の地方団体）
- 9 全労連地域組織（全労連の地区団体）

の枠を設けていますので、これらに該当する場合、その番号を○で囲んでください。

（注2）中央組織・上部団体への加盟状況につきましては、加盟している団体の番号を○で囲んでください。

2 上部組合名を記入する際に略称を用いても差し支えありませんが、その場合、**必ず規約等に定められた略称を記入してください。**

3 『上記「加盟上部組合」の、前年調査以降の変化』欄につきましては、**令和3年7月1日から令和4年6月30日までに所属する加盟上部組合を変更しているか否か**によって、該当する番号を○で囲んでください。

主要団体(全国組織)一覧

日本労働組合総連合会（連合）

全日本自動車産業労働組合総連合会	(自動車総連)
全トヨタ労働組合連合会	(全トヨタ労連)
全日産・一般業種労働組合連合会	(日産労連)
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会	(電機連合)
全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟	(U A ゼンセン)
U A ゼンセン [製造産業部門]	(U A ゼンセン [製造産業])
U A ゼンセン [製造産業部門・化学部門]	(U A ゼンセン [製造産業・化学])
U A ゼンセン [流通部門]	(U A ゼンセン [流通])
U A ゼンセン [総合サービス部門]	(U A ゼンセン [総合サービス])
全日本生命保険労働組合連合会	(生保労連)
情報産業労働組合連合会	(情報労連)
N T T 労働組合連合会	(N T T 労組)
情報通信設備建設労働組合連合会	(通建連合)
K D D I 労働組合連合会	(K D D I 労組)
全国電力関連産業労働組合総連合	(電力総連)
全国電力関連産業労働組合総連合 [インダストリアル・JAF加盟]	(電力総連 [インダストリアル・JAF])
日本基幹産業労働組合連合会	(基幹労連)
日本私鉄労働組合総連合会	(私鉄総連)
全日本鉄道労働組合総連合会	(J R 総連)
全日本運輸産業労働組合連合会	(運輸労連)
全日本通商労働組合連合会	(全日通)
全国交通運輸労働組合総連合	(交通労連)
日本化学エネルギー産業労働組合連合会	(J E C 連合)
日本日海員組合総連合	(海員連)
日本食品関連産業労働組合総連合会	(フード連合)
全日本たばこ産業労働組合連合会	(全たばこ)
全国自動車交通労働組合連合会	(全自交労連)
日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会	(紙パ連合)
日本ゴム産業労働組合連合会	(ゴム連合)
全日本電線関連産業労働組合連合会	(全電線)
サービス・ツーリズム産業労働組合連合会	(サービス連合)
〃 [ツーリズム委員会]	(サービス連合 [ツーリズム])
〃 [ホテル・レジャー委員会]	(サービス連合 [ホテル・レジャー])
〃 [航空貨物委員会]	(サービス連合 [航空貨物])
全国銀行員組合連合会	(全銀連合)
全国ガス労働組合連合会	(全国ガス)
セラムックス産業労働組合連合会	(セラムックス連合)
印刷情報メディア産業労働組合連合会	(印刷労連)
航空連合	(航空連合)
メディア・広告・映画演劇労働組合連合会	(メディア労連)
N H K 関連労働組合連合会	(N H K 労連)
日本放送労働組合連合会	(日放労連)
全国映画演劇労働組合連合会	(全映演)
全国供事業労働組合連合会	(労供労連)
新産別運転者労働組合	(新産運)
日本自動車運転士労働組合	(自運労)

全国労働組合総連合（全労連）

5

全国労働組合連絡協議会（全労協）

連合・全労連・全労協加盟以外の主要団体

(注1) 全医労は、日本医労連と、国公労連傘下の厚生共闘の双方に加盟しています。
(注2) 郵政ユニオンは、全労連と全労協の双方に加盟しています。